

第 163 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 10 月 12 日 (木) 14:50～16:55
場 所	環境局研修会館
議 題	神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議 （第 6 回）
出席者 25 名	◇審査会委員：12 名 市川委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，島委員，武田委員 花田委員，藤川委員，藤原委員，楨村委員，増田委員，山下委員 ◇環境局職員：13 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌担当課長 田中環境貢献都市課長，中村自然環境共生課長 他事務局 8 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【議 長】 こんにちは。先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきまして，ありがとうございます。

ただいまから，第 163 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議を予定しています。

また，前回の審査会での議決に基づき，本日は非公開となっております。

それでは，事務局，よろしく願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日は，答申書の取りまとめの審議を行う予定になっておりますが，神戸製鋼所によるデータ改ざん問題が発生したことを受けまして，昨日兵庫県が環境影響評価審査会と公聴会の開催を延期することを表明されました。

延期の理由は，準備書に記載された数値データの検証を行うためだということでございます。これに関して，お手元に兵庫県のプレス資料をお配りしています。

神戸市としましては，兵庫県と緊密に連携する必要があると考えており，データの検証等につきましても，県の状況について，今後審査会の場で改めてご報告させていただくか，そういった機会がなければ委員全員に何らかの形でご連絡させていただきたいと思っております。

そこで本日の審議は，予定どおり一旦答申書の取りまとめの審議を行

っていただき、本日取りまとめていただいた答申書案の今後の取り扱いにつきましては、県の動向を注視しながら、改めてご相談させていただきたいと思っております。

具体的には、アセスにおける数値データの検証結果に支障がないということであれば、本日も審議していただいた内容で市長へ答申をいただくということにさせていただきたいと思っております。しかし、万一データに問題があるということになれば、改めて会長にご相談させていただくとともに、会長から委員の皆様にご相談をさせていただくことになろうかと思っております。

このような取り扱い方針でいかがでしょうか。

【議長】 ただいま事務局から提案がありましたとおり、本日の議事では、一旦、審査会の答申書の取りまとめを行い、答申書の取り扱いについては、兵庫県の動向を踏まえつつ、私と事務局で協議をしていきたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

【委員】 今回の件に関する事業者からのコメントでは、既に兵庫県から事業者に対して、データの見直しに関する依頼の話が出ているとのことですが、その件に関して、事業者からはデータは問題ないということで、データの見直しをするということは全く触れられていないので、今後どういう方向で進むのか、あるいはこの問題をどう判断していいのかよく分かりません。

【委員】 兵庫県がどのようにデータの見直しをするのかということは、まだ決まっていないのでしょうか。

【環境保全部長】 兵庫県に確認したところ、現時点では、事業者のデータの信頼性が揺らいでいるため、検証方法も含めて今後検討していきたいということしか決まっていないようです。また、そのために、県の部会と公聴会を延期するとのことでした。

県の意見の提出時期を延長するかどうかについては未定ですが、今後の検証の進捗によっては延長する可能性もあるとのことでした。

神戸市としては、当然、委員がおっしゃったように、事業者自らの検証は必要であると思っております。事務局で用意しました答申書案の中にもその内容を盛り込んでおりますので、それも含めてご議論いただければと考えております。

【議長】 よろしいでしょうか。それでは、本日の審議では、一旦、審査会の答申書の取りまとめを行います。

事務局よろしくお願いいたします。

【自然環境共生課長】 答申書の取りまとめには、その決定において、過半数の委員のご出席が必要でございますが、本日、定員数 19 名に対して 12 名の委員の方々のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議長】 それでは、議事に入りたいと思います。事務局より、前回の審査会での指摘事項に対するご説明をお願いいたします。

《事務局より、都賀川におけるアユ調査結果 及び 資料 22 大気への水銀排出量の試算について を説明》

【議長】 ありがとうございます。それでは、審査会の答申の取りまとめを行いたいと思います。

事務局は、答申書（案）の構成及び内容について説明をお願いいたします。

《事務局より、答申書（案）の全体構成 及び I はじめに を説明》

【議長】 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。特にないようですので次をお願いします。

《事務局より、答申書（案） II 意見 を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。先ほど話のありました厳しい意見を書きいただいています。

【委員】 結局、これが根幹部分だと思います。最初の「概ね適切」という部分を、どこまで概ね適切とするかだと思います。

確かに、予測の根拠になるデータ自体はそれなりにきっちりとられています。しかし、ほぼ全ての項目において、影響は軽微であると予測されています。例えば、温排水に関しては、動物、植物、水質への影響は今の方式では予測が非常に困難だったと思いますが、少なくとも底生動物に関する影響は、むしろ大きいと考えて間違いないと思います。つまり、3℃程度の水温上昇が起こる地域があるとなっていて、それも含め

て、概ね適切であると言ってしまっているのか疑問に思います。結局、何も問題ないと言っているのに近いです。調査は適切であっても、評価に関しては一定の影響が見られるということがどこかに出てこないと私は納得できないし、多分皆さんも納得されないのではないかと思います。

それに関しては、全体を含めてのことなので、ここでどの程度書くか、どの項目について一定の影響があるとするのかは、今の段階では何とも言えませんが、少なくとも個別の影響について記載されていないというのは承服しがたいです。

おそらく温室効果ガスや大気汚染についても、大なり小なり同じ議論が出てくると思います。少なくとも私が判断する温排水の生物への影響については、影響が軽微であるという事業者の評価を概ね適切とするのは問題があると思います。

【議長】 そうすると、この「概ね適切に」というところに、何か言葉が足りないということでしょうか。

【委員】 少し話が外れるかもしれませんが、前回の審査会で説明がありましたJ-POWERの磯子火力発電所の協定の取り扱いについて、後日資料が送られてきて、それを見ると、必ずしも事業者側の説明が正確ではなかった可能性があり、私はどちらが正しいのかよく分かりませんでした。事業者の評価等がどこまで信頼できるのか不信感があります。

「II 意見」の意見の最初の2行は決まり文句になっていますが、必ずしもこういう書き方にこだわらなくてもいいと思います。

【委員】 おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 もっと言えば、3行目から書かれていることよりも、審査会に提出されたデータでも、例えば水温で言えば、ある年の水温は、通常より2、3℃高くなっています。全体を通して、本当に判断できるデータをきちんと出してもらえたのかということが、様々な場面で出てきているので、今回の事件について書くより、やはりこの事業について、そもそも我々はまだ納得していないというスタンスを示す方がより適切なのではないかと思います。

【環境保全部長】 このフレーズをとってしまうか、あるいは委員が言われたように、審査会としての不満をここに書き込むかということになります。

【委員】 予測・評価を概ね適切にやっているかどうかというのは、少し疑問に思うところですので、何か言い換える言葉がないでしょうか。

【委員】 概ね適切にやっているけれども、環境への影響は一定程度あるということを明記するべきではないでしょうか。

【委員】 評価手法はそれほど間違っているとは思いません。評価手法が間違っていたら、我々が審査会で審議すること自体に問題が生じます。そのた

め、評価手法は概ね適切であるということは書いていいと思います。

【委員】 それは結構だと思いますが、ここには評価も含めて記載する必要があると思います。

【委員】 評価手法は適切ですが、結果の解釈が少し恣意的であるということだと思います。

【委員】 それが表現された文章がありません。

【自然環境共生課長】 この件については、審議と並行して修正案を考え、後ほどご提示させていただきたいと思います。

【委員】 3行目から今回の改ざんの話が書かれていますが、この文章では、再検証しなさいということを言っています。そうすると、審査会としては、再検証の結果を知らずに審査したということになります。今の時点で答申書をまとめるというのであれば、例えば「再検証を行ってデータに不備があれば直ちに審査会に報告する」としていただく必要があると思います。私たちは準備書に記載されたデータが適切であるという前提で審査していますが、再検証を求めるのであれば、データが適切ではないという前提で審査したことになります。準備書のデータを信用しておらず、再検証を行う必要があるのであれば、兵庫県のように再検証の結果が出るまで審査を中断するべきだと思います。逆に、この段階で答申書を作るのであれば、準備書の記載内容は一応信じているが、再検証の結果、万一問題が判明した場合は直ちに審査会に報告することといった意見にさせていただく必要があります。

【環境保全部長】 分かりました。

【委員】 仮にデータの改ざんがあったとしたら、データの種類や程度によると思いますが、本来は環境影響評価手続のやり直しになりますよね。

【委員】 調査データに改ざんがあればそうなるかもしれませんが、よほどのことがない限り、手続をやり直すことはないと思います。

【委員】 ただ、書くとしたら、手続のやり直しということまで書く必要はないでしょうか。

【委員】 そこまで言わなくても、再検証結果を報告してもらえれば、そこで報告内容を見て判断できますので、とりあえず報告を求めている内容でいいのではないのでしょうか。

【委員】 その判断をする前に、答申を出すということですよ。それが納得がいきません。何をもって判断して答申を出すのでしょうか。

【委員】 県の動向も見ながらだと思いますが、県の再検証及び事業者の再検証と、市の審査会意見の公表はどのような関係になっているのですか。

【環境保全部長】 県からは11月15日までに市長意見の提出を求められていますが、県との現時点での話では、県の検証が終わるまでは市長意見を出さない方

向で調整しています。したがって、県の検証結果で問題がないことを確認してから、市の審査会の答申書を出す形にいたします。

【委員】 そうであれば答申書を出すときには検証が終わっているのです、この文章は書かなくていいのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 ただ、こういう問題が起こっているわけですので、神戸市としては、事業者自らの再検証は必要なのではないかと考えています。

今回の改ざん問題に関する意見を書かなくていいのかも含めてご議論いただければと思います。確かに、県の検証結果で何も問題がなければ、あえて書かなくてもいいというご意見もあろうかと思えます。ただ、これだけ社会的に大きな問題になっておりますので、そのことに言及しなければならないのではないかと考えました。

【委員】 県はどのように検証されるのですか。

【環境保全部長】 県からは、現時点では検証手法も決まっていなくて聞いています。

【委員】 準備書を全部検証するのであれば、そんなに短期間でできるものではないと思います。

【環境保全部長】 おっしゃるとおりです。

【委員】 神戸製鋼の先ほどの説明内容を聞いても、環境アセスメント自体は信頼できるということで、特に神戸製鋼として再検証する意思はないということですが、従来から信頼性の確保に取り組んできたという割には、同じようなことを何回も繰り返しているという印象があります。

したがって、仮に再検証のことをここに書いたとしても、それがどの程度実効性を伴うのかよく分かりませんし、このデータを最初から疑ってかかるのであれば、審査会としての意見はなかなか取りまとめられないと思います。

【委員】 我々は与えられたデータに対して審議を行って意見書を作成していますが、そのデータに問題があれば再審査しますという意見を書くことはあり得ると思います。しかし、答申書に書いていることは、現状で出されている資料に基づいて審議した結果を書いているので、審議の元になったデータを正しいと考えているとしかならないと思います。

答申書に再検証のことを書くのはむしろ中途半端で、それを書くこと、我々が審査を行ったことの信頼性を我々自身が信用していないということになってしまう気がします。

【委員】 今は、再検証が必要とされているデータを元に審査しなければいけなくなってしまうわけですね。

【委員】 まだ再検証が必要であるという前提はないと思います。ですから、最初に出たご意見のように、調査データが適切であるという前提の元で、評価の手法、評価の結果が適切かということに絞り込んで、我々の責務

を果たさざるを得ないと思います。

その上で、「Ⅱ 意見」で、単に「概ね適切に実施されている」と書かれています。この後の個別的事項でいろいろと意見を書いていますので、その内容がもう少し書かれていたほうがよいと思います。

【環境保全部長】 予測については概ね適切に行われているが、評価については異論があるというような書き方にして、ただし書き以下の部分については削除させていただきますでしょうか。

【委員】 ただし書きの3行は残してもいいのではないですか。調査予測等については概ね適切だが、評価の結果等あるいは評価の根拠になっているデータについては納得できていないとしてはどうですか。その上で、数値等の再検証を実施するという部分は、今の段階では書かなくていいかと思います。県の動向を見ながら、答申を出す直前の段階で判断すればいいと思います。

【委員】 調査、予測は概ね適切であるが、評価については一部問題がある、というのは言いすぎでしょうか。

【委員】 環境要素によっては、一定の影響があるものがあるという言い方でしょうか。

【委員】 「軽微であるとは言いがたいところがある」はどうでしょうか。

【環境保全部長】 「事業者は、この点を真摯に受けとめ」の部分については、「今後の評価書に反映する必要がある」という文言はいかがでしょうか。

【委員】 先ほどの繰り返しになりますが、私たちが、信頼性に疑念が生じているデータに基づいて準備書を審査したのであればそれ自体が問題です。データが信頼できるからこそ審査ができているのだと思います。

【委員】 評価の結果について影響がある、ないということも重要ですが、私としては、その手前の事業者が評価結果を導き出したデータの使い方や説明にいささかの不信があるという思いをこのただし書きに絡めて言いたかったのですが。

【委員】 2段落目を1段落目にして新たに2段落目を作り、私たちはここで出されたデータが正しいものとして審査を行った、としてはどうですか。

【委員】 あえてそれを言う必要はないと思います。

【委員】 事業者に反省を求めるという文章があってもいいのではないのでしょうか。

【委員】 反省という言葉には具体性がないので、何をしてほしいかはっきり書くべきだと思います。例えば、「事業者が行った環境影響評価手続の信頼性にも疑念が生じていると言わざるを得ない」を削除して、「大きく信頼が損なわれた。だから次の手続に進むときはそのことを重々留意してほしい。」ということはどうでしょうか。準備書のデータが正しいという前

提で審議を行ったという立場は維持しないといけないと思います。

【自然環境共生課長】 今の部分は、「事業者全体の信用を大きく損なうものである。今後の評価書作成に当たっては、信頼性の確保に努めることが重要である。」という文言はいかがでしょう。

【委員】 我々は、事業者から提出されたものを鵜呑みにしているわけではなく、ここは怪しいと思うものは追加で資料を求めたりして審査をしているので、決して性善説に立っているわけではありません。ただ、会社全体としてこのような問題が起こっているのです、より身を正してくださいということを書けばいいと思います。

【委員】 第1段落の「言い難い」から、どうする必要があるのかということについては、「環境負荷を低減する必要がある」や「モニタリングをする必要がある」などの文言を入れてはどうでしょうか。

【委員】 低減は事実上無理なものが多いのではないのでしょうか。

【委員】 しかし、例えば温排水については、熱の一部を大気に逃がせば海に対する影響は低減します。

【委員】 それは周辺環境にとって、問題ないのでしょうか。

【委員】 海をラジエーターに使っているだけで、結局は海から大気に熱が逃げているので、熱量自体は同じですね。

【委員】 ただ、ワンクッション置くかどうかで、周辺環境への影響が違う気がします。

【委員】 そういった検証はなされていないので、低減自体が全く無理というわけではないと思います。

【委員】 そこまでの話をここで言う必要はないのではないのでしょうか。「軽微であるとは言いがたい。それを真摯に受けとめて、評価書の作成に当たるとともに、信頼の確保に努める」ということぐらいでいいのではないかと思います。

【議長】 よろしいでしょうか。

【委員】 今回発覚した問題は、事業者の製品に関するものですが、信用を損なわれたのは、事業者全体ではなくて、事業ではないですか。

【委員】 そこは、事業者だと思います。

【委員】 でも、少し言い過ぎのような感じを受けるのですが。

【委員】 しかし、過去にも同様の問題があって、やはり事業者に対する信頼が落ちている気がします。

【委員】 調査予測の手法は適切であると思います。次に、評価の結果で書かれている「環境影響は少ないものと考えられる」という文言は他の環境影響評価事例でも常套句になっており、今回の事業者も同じように書かれています、それに対して、その評価の仕方は少しおかしいということ

を指摘しようとしています。

その間の問題として、この事業者は他の事業でデータの改ざんを行っていたわけなので、調査予測の手法は正しいとしても、元のデータの信頼性に疑問があるということを書いているのが第2段落だと思いました。

【委員】 しかし先ほどの議論で、データは正しいものと認識して審議しているということになったと思います。

【委員】 もしデータが正しくないとするれば、準備書に対する意見は出せないと思います。

【委員】 データ自体に疑念が生じていると思うのですが、そこまで言うとう意見がまとまらなくなるということですね。

【自然環境共生課長】 今後、兵庫県がデータ検証を行って、準備書の内容に支障がないというご判断をいただいた後の文章と考えて、こういう形になることについてご理解いただければと思います。もちろんデータ検証の結果、支障があるということが分かれば、改めてご相談させていただきます。

【環境保全部長】 確かに、「影響は軽微であるとは言いがたい」の後が少し不足している気がしますので、「事業者はこの点を踏まえて、より一層の環境影響の軽減とモニタリングの実施を行うことが必要である」といった文言を入れてもよさそうに思います。

【自然環境共生課長】 例えば、「軽微であるとは言いがたく、追加の環境対策が必要である」といった表現もあろうかと思えます。

【委員】 もちろん、最悪の場合は代償措置でもいいと思いますので、そういう意味での対策を検討する必要があるといった文言があったほうがよいと思います。

【環境保全部長】 それであれば、追加の環境保全措置を評価書に反映させるという意味もありますし、その対価を受けて信頼性の確保につなげていくということにもつながるかと思えます。

【委員】 個別のことを書くと際限がなくなるので、「事業者はこれらの点を真摯に受けとめ、次に述べる全般的事項と個別的事項について、積極的に改善すること」や「積極的に取り組むこと」といった表現でもいいのではないのでしょうか。

【委員】 ただ、ここの部分も意見であり、読む人全てが後の文章を読むとは限らないので、先ほどおっしゃった「軽減する必要がある」といった短い文章があったほうがよいと思います。

【委員】 軽減以外にもいろいろとありますよね。

【委員】 広い意味で「対策」という言葉はどうですか。

【委員】 そうですね。そうすると、後に書いていることにもつながるのではな

いでしょうか。

【委員】 それは「より適切な環境保全措置を検討し、実施していく必要がある」というところに入るのではないですか。

【委員】 「軽微であるとは言い難い。」で文章を切った後、「本事業の実施にあたっては環境に配慮したより適切な検討を実施していく必要がある。」としてはどうでしょうか。改行も必要ないと思います。

【委員】 「また」のところは「なお」にしたほうが良いと思います。

【事務局】 それでは、修正後の文章を読み上げます。

「本事業に係る環境影響評価は、調査や予測の手法は概ね適切であるが、評価の結果については、環境要素によっては影響が軽微であるとは言い難い。本事業の実施にあたっては、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、実施していく必要がある。なお、平成29年10月に発覚した事業者の製品の性能に関する検査数値の改ざん行為は、事業者全体の信用を大きく損なうものであった。事業者はこの点を真摯に受けとめ、信頼性の確保に努めることが重要である。」

【議長】 これでよろしいですか。それでは、このように修正させていただきたいと思います。それでは、次の全般的事項をお願いします。

《事務局より、答申書案 1（1）国等の動向を踏まえた二酸化炭素排出量削減対策 を説明》

【議長】 この件に関しては、いかがでしょうか。

【委員】 パリ協定で、我が国の温室効果ガス排出量を2030年に26%削減するという目標がありますが、2050年には80%削減しようとしています。この事業者の発電所は2030年をはるかに超えて稼働しようとしているので、2050年の80%削減という目標の達成に向けて大丈夫なのかが気になるところです。文章を読んでいると、全て2030年を目途に26%削減だけを守ればよいとしか見えないのですが、できれば2050年の80%削減も視野に入れた意見にしてほしいと思います

【環境保全部長】 3ページの下、「さらに」以下のところがそれにあたりますが、これでは不足していますでしょうか。

【委員】 26%削減というと軽く達成できそうなところがありますが、80%削減となると、石炭火力発電所を稼働させていたら非常に難しい話です。そのあたりも視野に入れて、どこかに一言「2050年に80%削減」という言葉だけでも入れてもらえたらと思います。

【自然環境共生課長】 環境基本計画の中では、80%削減を目指すという表現は残っていますが、国の中でそれ以上の具体的な議論がどこまでされているかを確認し

ないといけないと思います。

【委員】 パリ協定の中でも、それぞれの国が計画を出すことになっていて、一応我が国の計画としては 2050 年 80%削減ということになっていると思います。

【自然環境共生課長】 CCS も含めたいろいろな技術を用いて 80%削減を達成するという計画だったと思います。少し確認させていただき、確認できればその文言を入れさせていただきます。ただ 80%削減という数字を書くのは難しい気がします。

【委員】 お任せします。

【議長】 ほかによろしいですか。それ以外はよろしいですか。
では、次の「周辺地域への環境保全対策」をお願いします。

《事務局より、答申書案 1（2）周辺地域への環境保全対策についてを説明》

【議長】 いかがでしょうか。

【委員】 前回ご意見があったと思いますが、今より環境負荷が増えるという意見はどこかに入れておいた方がよいと思います。

【委員】 環境負荷を大きく増大させる事業だという強い書き方をするという意味ですか。

【環境保全部長】 「環境に与える影響が大きな事業である」というところを、「環境負荷を大きく増大させる事業である」という書き方をするという意味でしょうか。

【委員】 これはこれでいいと思います。要するに、製鉄所部分からの影響は減るけれど、発電所部分からの影響は増えて、大気への影響は今よりひどくなる可能性があるという話が出ていたので、そのあたりのご意見を踏まえたほうがよいかと思いました。

【委員】 大気汚染物質の年間総排出量について、現在の環境保全協定と、この事業ができた後に改定する環境保全協定との関係が分かりにくいです。

【環境保全部長】 改定後の環境保全協定における年間総排出量の協定値は、神戸市としては現行の協定値よりさらに低減させた協定値にしたいと考えていますがまだ合意に至っていません。少なくとも現行の協定値は超過させないという意味で書かせていただいています。

【委員】 協定値は、事業場全体の値でしょうか。

【環境保全部長】 そうです。

【委員】 第 2 段落で「特に大気汚染物質」と書いてありますが、第 1 段落の「環境」という言葉の範囲が余りに広すぎるので、大気環境、周辺の海域、

自然環境あるいは居住環境といったもう少し具体的な内容を入れていただいた方がよいと思います。

【委員】 大気質，水環境，温室効果ガスなどといった個別的事項で書かれている環境要素を列記してはどうでしょうか。

【委員】 追加で検討をお願いしたいのですが、「緑化の拡充」と書いていますが、かえって弱くなるというか、緑化さえすればいいととられるような気がします。また、緑化だけが突然出てくることに少し違和感があります。

【環境保全部長】 これにつきましては、先生方からご指摘いただいた代償措置の具体的なイメージとして書かせていただいたものです。ただ、緑化という表現では非常に小さいイメージにとられてしまうので、例えば、植林というようなイメージでしょうか。

【委員】 ミティゲーションはいかがでしょうか。

【環境保全部長】 単にミティゲーションと書いても、具体的な内容が分からないかと思いました。

【委員】 そうであれば、緑化，植林などとしますか。

【委員】 「利用可能な最良の技術を導入することにより」という言葉は、どこまでかかるのでしょうか。

【環境保全部長】 ここでは、利用可能な最良の技術を導入することにより環境影響を可能な限り低減させるということと、代償措置のことを書いています。

【委員】 「低減させる必要がある」でいったん文章を切ってはどうですか。

【委員】 「導入することにより」の後のカンマを削除してはどうでしょうか。

【委員】 おそらく、環境影響を低減させる必要がある理由はその前の文章から続いていると思いますので「低減させる」で1回文章を切るとよいと思います。

【委員】 その後は改行して「また」としてはどうでしょうか。

【委員】 この項目は「周辺地域への環境保全対策」ということになっていますので、植林は別のような気がします。環境教育というのはどういうことを想定されておられるのですか。

【環境保全部長】 これまでのご議論で、事業者が汚染物質を排出する一方で、何らかの地域への貢献，社会全体への環境対策による貢献が必要であろうという意見をいただきましたので、こういう形にしました。

【委員】 もちろんミティゲーションはしてほしいのですが、環境負荷を低減していただくことのほうが重要だと思うので、「総合的な対策」という言葉を消してもいいような気がします。

【委員】 周辺地域に関する意見とそうでないものを一緒にすることは分かりにくいので、残すとしてもどこかへ移したほうがいいのかもしいですね。

【委員】 環境教育は、周辺地域の対策になるのでしょうか。

- 【委員】 周辺地域の対策の中に環境教育を入れるのは無理がある気がします。もちろん周辺地域を重視して教育するということがあるかもしれませんが、それ以上に社会に対する貢献というほうが適切だと思います。
- 【委員】 緑化は周辺地域への対策に含めてもいいと思います。
- 【環境保全部長】 「利用可能な最良の技術の導入、また緑化の拡充など、総合的な対策を実施することにより、周辺地域への影響を可能な限り低減させる必要がある。」ということでしょうか。
- 【委員】 「総合的な対策」ではなく、別の言い方はできないでしょうか。
- 【自然環境共生課長】 この箇所については、いったん保留して、後でどこかに入れさせていただくようにします。
- 【委員】 一行目の「環境に与える影響が大きな事業」ですが、この事業をこのまま進めれば環境に与える影響が大きな事業という意味か、一般的に石炭火力発電所が環境に与える影響が大きいという意味か、どちらでしょうか。
- 一般的に、石炭火力発電所は環境に与える影響が大きな事業であるという意味で書かれているのであれば構わないと思います。そうではなくて、この事業が環境に与える影響が大きいという意味であれば、準備書に記載された結果を認めることと矛盾してしまうと思います。
- 【環境保全部長】 そうすると、ここは「環境に与える影響が大きな事業である」というよりも、「地域での環境負荷を増大させるという事業」というほうがよろしいでしょうか。
- 【委員】 そうですね。
- 【委員】 一般的にこういう事業に対する意味ですよ。そういう意味であれば、環境影響評価法に書いてあるように、環境に大きな影響を与えるおそれがある事業と書かないと分かりにくいと思います。
- 【委員】 「今より環境負荷を増大させるような事業であるから」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 「増大」であればまだ分かりますね。
- 【委員】 「対象事業実施区域」も要らないと思います。
- 【環境保全部長】 ただ、修正後の文章では、海域への影響が書けていませんので、別のところで記載する必要があるでしょうか。
- 【委員】 「地域・水域」にしてはどうですか。
- 【委員】 水域と地域を並べていいか判断に迷います。あるいは、「環境負荷」の前に、大気・水といった文言を入れるかどうかですね。
- 【委員】 事業場全体で見ると、排水は今よりも増えて二倍になりますが、大気汚染物質は減るのではないのでしょうか。
- 【環境保全部長】 現在は、施設の稼働率によって大気汚染物質の量変動しています。

今回の発電所が利用率 80%で稼働されれば、現在よりも大気汚染物質は増えますし、稼働率が少なければ逆に減ります。

【委員】 「環境影響にさらなる負荷を課す」にしてはどうですか。

【委員】 分かりやすさを考えると「増大させる」でいいと思いますが。

【議長】 今のところは、これでよろしいですか。

【委員】 第二段落の、環境保全協定を守れという話と将来の排出量を極力低減させるようにという二つの話の後に、第三段落で環境保全協定の見直しの話が書いてありますが、趣旨が分かりにくいと思います。

環境保全協定を守ればいいというものではないということがうまく伝わらないと思うので、第三段落目の文章を「協定値を超過させないことは当然として、基準自体の見直しを行うべき」というようにつなげたらどうですか。

【委員】 神戸市に対する意見を書いてもいいのでしょうか。

【環境保全部長】 審査会から神戸市にいただく意見ですので、神戸市のことも書いていただいて結構です。

環境保全協定の話は事業者だけでできるものではありませんので、神戸市にもご意見をいただき、神戸市からの意見には、神戸市に対する意見の部分は省かせていただきます。

【委員】 将来の排出量を極力低減させることが一番言いたいところだと思いますので、この部分を先にもってきてもいいと思います。

【委員】 そうですね。実際の排出量を減らすことを先に書くべきだと思います。

【委員】 事業者が協定の見直しに同意する見込みはあるのでしょうか。

【環境保全部長】 一応、協議には応じているという状況です。

【委員】 おそらく、事業者は今の協定値を自分たちの権利だと思っているように感じます。ですから、協定の見直しをもっと強調してもいいとは思いますが、仮に見直しができなくても将来の排出量を極力低減させるということを重視するのであれば今の形でもいいのかなどは思います。

【環境保全部長】 「大気汚染物質については、将来の排出量を極力低減させるように」と、環境保全協定の話全部削除してもいいかもしれません。

【委員】 環境保全協定のことは書いておいたほうがいいと思います。

【委員】 一つの文章の中に、協定の話と実際の排出量の話が一文の中に入っているから、分かりにくくなっているように思います。

【委員】 将来の排出量を極力低減させる必要があつて、その次に協定の見直しをすることということであれば、これでいいような気がします。

【委員】 今の協定値は製鉄所及び発電所があつたときのものであり、製鉄所がなくなれば当然協定値も変わってくる、というような書き方はできないのでしょうか。

- 【環境保全部長】 そのあたりは、NO_xの計算等をしますと、今の協定値の上限ぎりぎりのところですので、総排出量について見直しをすることはなかなか難しい状況です。
- 【委員】 基準値等の見直しに関して、総排出量の削減に積極的に取り組むということが見えたほうがいいと思うのですが、今の案では全然見えないように思います。
- 【環境保全部長】 総排出量については、項目によっては見直しが難しい面があると思っています。将来の総排出量を示した資料が提出されていますが、施設の利用率が高い場合は、今の協定値に近い値になる可能性があります。これからの事業者との交渉にもよりますが、総排出量、特にNO_xの見直しについては、事業者はあまり応じないのではないかと考えています。
- 当然、濃度についてはできる限り厳しい値を定めたいと思っています。それによって、総排出量は減っていくことは事実ですが、総排出量の協定値の見直しはなかなか難しいだろうと考えています。
- 【議長】 よろしいでしょうか。なければ次に進ませていただきたいと思います。予定の時間を超過していますが、大丈夫でしょうか。
- 【自然環境共生課長】 予定の時間をかなり超過していますので、残りの部分を読み上げさせていただいて、個別に委員の方々にご意見をお伺いして、それを取りまとめて会長、副会長にご報告して修正するというにさせていただいてよろしいでしょうか。
- 【議長】 それでよろしいですか。
- 【委員】 修正案についての再確認が必要だと思います。
- 【自然環境共生課長】 分かりました。そのようにさせていただきます。それでは、残りの部分をご説明いたします。

《事務局より、答申書案 2 個別的事項 を説明》

- 【自然環境共生課長】 ただいま読み上げさせていただきました個別的事項につきまして、委員の皆様からご意見をお伺いし、修正案を作成いたします。それを一度会長、副会長にご覧いただき、再度、各委員にお送りさせていただき、もう一度ご意見をいただきたいと存じます。そして、再度委員の皆様から頂いたご意見を元に再修正案を作成し、会長、副会長にご確認いただいたものを最終的な案とさせていただきたいと存じます。
- 【議長】 ただいま事務局からご説明のあったとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひします。
- 本日は、長時間の審議になり申し訳ありませんでした。それでは本日の審議はこれで終了いたします。

【自然環境共生課長】 これにて本日の審査会を終了させていただきます。長時間ご審議いただき、誠にありがとうございました。